

平成二十七年七月三日受領
答弁第一一九六号

内閣衆質一八九第二九六号

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出日本書道並びに仮名文字のユネスコ無形文化遺産登録に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出日本書道並びに仮名文字のユネスコ無形文化遺産登録に関する質問に対する答弁書

一及び二について

無形文化遺産の保護に関する条約（平成十八年条約第三号）第十六条1に規定する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への無形文化遺産の記載（以下単に「記載」という。）については、当面、過去に我が国が提案し、国際連合教育科学文化機関の無形文化遺産の保護のための政府間委員会から追加情報の提出を求められているものについて取り組むこととしており、その後の更なる記載の提案については、今後検討すべき課題であると考えている。したがって、お尋ねの「日本書道」及び「仮名文字」については、記載に向けた特段の取組は行っておらず、また、今後の取組についても現時点では未定である。